

令和4年度佐賀大学研究者に対する研究補助員雇用公募要領

令和4年8月10日
ダイバーシティ推進室

1. 趣旨

研究補助員雇用支援は、佐賀大学に所属する研究者が、出産や育児、介護等のライフイベント期においても研究を推進できる環境整備の一環です。多様な人材が力を発揮することにより、本学の研究力が強化されることを目的として実施します。

本支援制度により、研究時間の確保が困難と認められる研究者に対して、当該研究者の指揮命令の下で研究を支援する業務に従事する研究補助者を雇用する経費を支援します。

2. 申請資格

研究補助員の雇用を申請できる者は、本学の研究者（博士後期課程を含む。）で、次のいずれかの区分に掲げる要件を満たす者で、他から類似の助成^(※1)を受けていない者とします。【男女ともに申請可能】（※1:年間1000万円以上（理系）、年間500万円以上（文系）の科研費やその他助成金）

出産・育児：出産予定者又は小学校6年生までの子どもを持つ研究者

看病・介護：家族^(※2)（配偶者・父・母・兄弟姉妹・子ども）に要介護者、要看病者を持つ、又は申請締切日から遡って過去3か月以内に、家族が要介護者、要看病者であった研究者^(※2)（※2：同居又は通える範囲内の距離の家族）

- (1) 支援を受けた場合、ダイバーシティ推進室が行うイベントや広報への参加、協力をお願いします。
- (2) 研究補助員はご自身で推薦してください。
- (3) 研究補助員については、研究者としての人材育成・学生支援をかねて、原則本学の学部生、大学院生の雇用をお願いします。（※雇用規定により、佐賀大学雇用期間が3年未満に限る。TA・RAでの雇用も期間に含まれますので、ご注意ください）
- (4) 支援終了の翌月に報告書をご提出ください。また、支援終了後の業績、キャリア等についてフォローアップ調査にもご協力ください。

3. 雇用期間

研究補助員の雇用期間は3か月以内とし、第Ⅰ期・第Ⅱ期に分けて募集します。継続雇用も可能です。

第Ⅰ期：令和4年10月～12月、第Ⅱ期：令和5年1月～3月

4. 研究補助員の雇用数

研究補助員の雇用数は、予算の範囲内で決定しますが、若干名程度とします。

- ・応募者が多数の場合、支援の必要性や緊急性を考慮のうえ、支援制度の利用回数の少ない申請者を優先する場合があります。また、研究補助員を雇用できる時間数の調整等を行います。
- ・研究補助員については、研究者としての人材育成・学生支援をかねて、原則本学の学部生、大学院生の雇用をお願いします。

5. 提出書類

A. 希望調査書（別紙様式1）

B. 雇用申請書（別紙様式2-1～2-6）

研究補助員候補者の履歴書、佐賀大学臨時職員等採用時前歴確認書及び略歴書（別紙様式3）

研究補助員雇用許可書（別紙様式4）

※年度内に継続申請する場合は、雇用申請書 別紙様式 2-1、2-2、2-5 に代わり別紙様式 2-6 を提出することができる。また、研究補助員の雇用期間が継続する場合は、別紙様式 2-3、2-4 を省略することができる。

C. 資格確認の必要書類として、次のいずれかの区分に従い、当該区分に掲げる書類が必要です。

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 出産 | 母子健康手帳（表紙）又は妊娠届の写し |
| 育児 | 子どもの年齢を証明できるもの（健康保険証や住民票の写し等） |
| 介護 | 市町村による要介護又は要支援の認定を証明できるもの（介護保険被保険者証等） |
| 看病 | 家族の入院若しくは疾病状況を証明、又は説明できるもの（診療費の領収書等） |
- ※同居でない家族の場合は介護・看病する方の住所が分かるものも提出

6. 研究補助員

- ① 研究補助員は、雇用申請書に記載された業務内容、就業時間等に基づき、技術補佐員又は技能補佐員として雇用します。
- ② 研究補助員は、週 20 時間を上限とし、月 30 時間以内の雇用とします。また、1 人あたりの予算は月 31,500 円以内とします。
- ③ 研究補助員が従事する研究補助業務の内容は、研究データ解析、学会発表資料作成、文書作成、実験補助、文献調査、統計処理等とします。また、会計事務及び学会事務等は研究補助とみなさないことから、当該業務等をさせることはできません。
- ④ 研究補助員は、本制度を利用する研究者の指揮命令の下で研究補助業務に当たります。
- ⑤ 給与及びその他の取扱いについては、本学が定める国立大学法人佐賀大学臨時職員就業規則、国立大学法人佐賀大学臨時職員人事規程及び国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程によるものとします。
- ⑥ 研究補助員は、佐賀大学有期雇用職員制度により、研究補助員終了日において佐賀大学雇用期間が 3 年未満でなければなりません。TA・RA での雇用も期間に含まれます。

7. 期間終了後の報告

本制度を利用する研究者並びに研究補助員は、期間終了後、翌月の第 3 月曜日までに雇用報告書（研究者用）（別紙様式 5）、雇用報告書（研究補助員用）（別紙様式 6）をダイバーシティ推進室に提出しなければなりません。

※雇用報告書の記入に当たって、雇用報告書（研究者用）にあつては利用の効果、研究業績を、雇用報告書（研究補助員用）にあつては研究支援をした感想について具体的にご記入ください。

8. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は「国立大学法人佐賀大学研究補助員雇用実施要項」（平成 24 年 9 月 21 日制定）によるものとします。

（本件に関する問合せ先）

佐賀大学ダイバーシティ推進室： 田上・百武

TEL： 0952-28-8391 FAX： 0952-28-8890

E-mail： diverstiy@mail.admin.saga-u.ac.jp